

# 令和6年度 市民税・県民税申告の手引き

前橋市 市民税課 ☎ 027-898-6203

今回申告していただく所得は、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの1年間の所得です。この申告内容は、市・県民税及び国民健康保険税などの賦課資料となるだけでなく、所得証明や児童手当、公営住宅入居等の申請のための基礎資料となります。

- 申告会場は大変混雑します。来場は極力控え、郵送等で提出をお願いします。混雑状況により、入場制限をかけたり受付時間内でも受付を終了する場合があります。
- 出張会場は対象の地区にお住まいの方が対象です。

## 【市・県民税申告 本会場】

本会場	対象者の地区	受付期間	受付時間
前橋市役所 (2階 市民税課) 大手町2-12-1	市内全地区	2月16日(金)~3月15日(金)の平日 休日は2月25日(日)のみ開設します	午前9時 ~ 午後4時

## 【市・県民税申告 出張会場】

サービスセンター出張会場	住所	受付期間 (平日のみ)	対象者の地区	受付時間
東市民サービスセンター	箱田町543-1	2月 1日(木)	各市民サービスセンター	午前9時30分 ~ 午後3時30分  ※町ごとに時間を指定します。 詳細は回覧板をご覧ください。
下川淵市民サービスセンター	鶴光路町701	2月 2日(金)		
南橋市民サービスセンター	日輪寺町158	2月 5日(月)		
上川淵市民サービスセンター	後閑町35	2月 6日(火)		
城南支所	二之宮町1320-1	2月 7日(水) 2月 8日(木)		
桂萱市民サービスセンター	上泉町141-3	2月 9日(金)		
芳賀市民サービスセンター	鳥取町817	2月13日(火)		
宮城支所 (第2会議室)	鼻毛石町 1507-4	2月15日(木)~ 2月20日(火)	宮城地区	午前9時30分 ~ 午後3時30分  ※町ごとに日程を指定します。 詳細は毎戸配布されるチラシをご覧ください。
大胡支所 (2階 大会議室)	堀越町1115-1	2月21日(水)~ 2月29日(木)	大胡地区	
粕川支所 (2階 208会議室)	粕川町西田面 216-1	3月 1日(金)~ 3月 6日(水)	粕川地区	
富士見支所 (2階 大会議室)	富士見町田島 240	3月 7日(木)~ 3月15日(金)	富士見地区	

※ 出張申告会場の日程でご都合がつかない方は、前橋市役所本会場をご利用ください。

## 【所得税等 確定申告会場】

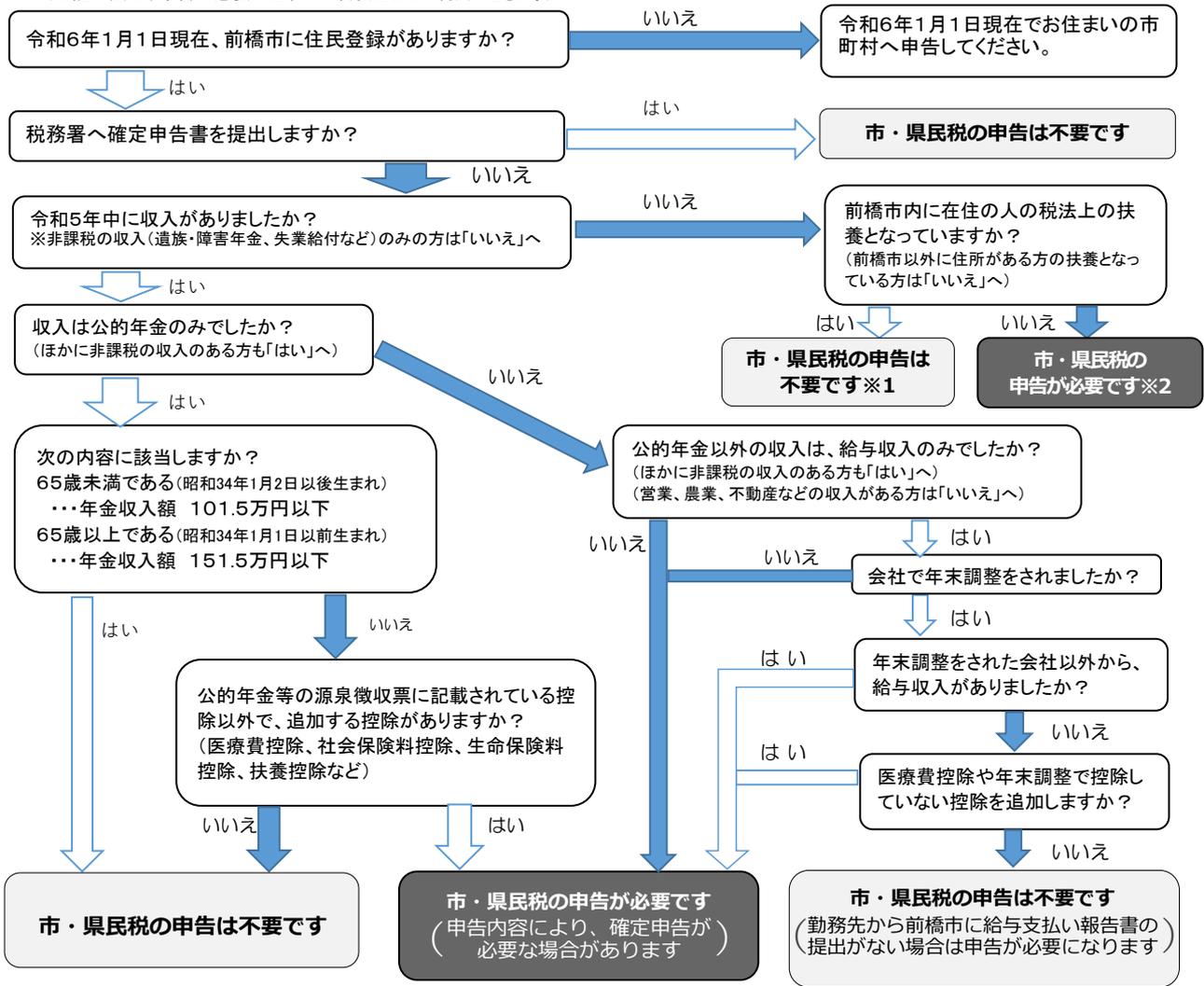
確定申告会場	住所	受付期間	受付時間
前橋問屋センター会館	問屋町2-2	2月16日(金)~3月15日(金)の平日 休日は2月25日(日)のみ開設します	午前9時 ~ 午後4時

《お問い合わせ》 前橋税務署 電話:027-224-4371 (自動音声案内で「0」)

※ 確定申告は、ご自宅のパソコン・スマホからe-Taxを利用して提出できます。

# 申告が必要か確かめてみましょう！

(下記の図は、申告が必要かどうかの目安としてご利用ください。)



※1 職場や学校等に、「所得なし」と記載された所得証明書の提出が必要な方は、申告書裏面「8 収入がなかった人の記入欄」へ記入してください。

※2 令和5年中、無収入だった方や、非課税所得(遺族年金・障害年金等)のみで生活していた方は、申告書裏面「8 収入がなかった人の記入欄」へ記入してください。

## 公的年金等受給者の方へ

公的年金等の収入金額が400万円以下で、他の所得金額が20万円以下の場合、確定申告書の提出は不要です。ただし、所得税の還付を受ける場合は、確定申告書の提出が必要になります。また、確定申告書を提出しない方でも、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されていない控除を、市・県民税の計算に適用するには、市・県民税申告書の提出が必要です。

控除の例…医療費控除、生命保険料控除、地震保険料控除、社会保険料控除、障害者控除、扶養控除など

申告時に必要なもの(郵送時にはコピーを添付)

- (1) 筆記用具(黒ボールペン等)
- (2) 個人番号(マイナンバー)及び身元の確認できるもの ※詳細は11ページをご覧ください。
- (3) 令和5年中の所得のわかるもの  
(例) ①給与所得者又は年金受給者は、源泉徴収票  
②事業所得(営業等・農業)及び不動産所得者は、申告書裏面6・7に収支の内訳を記入 ※収支内訳書の添付でも可
- (4) 医療費控除を受ける人は、医療費控除の明細書 ※詳細は9、10ページをご覧ください。
- (5) 雑損・社会保険料(国民健康保険、国民年金等)・生命保険料・地震保険料・寄附金等の控除を受ける人は、証明書、領収書等
- (6) 障害者控除の適用を受ける人は、障害者手帳等
- (7) 国外居住親族の扶養控除を申告する人は、親族関係書類及び送金関係書類

# 1 所得金額

※①、②、③のいずれかの所得を生ずべき業務を行う全ての方は、記帳と帳簿の保存が必要です。所得税の申告が必要ない方も含まれます。

種類	概要																														
① 営業等	製造業、販売業、飲食業、サービス業、外交員、コンパニオン、茶花等の師匠、検針員、内職などの事業による所得です。申告書裏面の「6事業所得（営業等・農業）」も記入してください。																														
② 農業	農産物の生産、家畜の飼育などによる所得です。申告書裏面の「6事業所得（営業等・農業）」も記入してください。																														
③ 不動産	地代、家賃、駐車場、土地や家屋の権利金などによる所得です。申告書裏面の「7不動産所得（家賃・地代等）」も記入してください。																														
④ 利子	公社債及び預貯金の利子などによる所得です（源泉分離課税されるものを除く。）。																														
⑤ 配当	株式や出資金などの配当、証券投資信託の収益の分配金などによる所得です。																														
⑥ 給与	<p>俸給、給料、賃金、賞与などによる所得です。下表により給与収入金額から所得金額が計算できます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>給与収入金額(A)</th> <th>給与所得の計算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>550,999円以下</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>551,000円～1,618,999円</td> <td>(A) - 55万円</td> </tr> <tr> <td>1,619,000円～1,619,999円</td> <td>106.9万円(定額)</td> </tr> <tr> <td>1,620,000円～1,621,999円</td> <td>107万円(定額)</td> </tr> <tr> <td>1,622,000円～1,623,999円</td> <td>107.2万円(定額)</td> </tr> <tr> <td>1,624,000円～1,627,999円</td> <td>107.4万円(定額)</td> </tr> <tr> <td>1,628,000円～1,799,999円</td> <td>(A) ÷ 4 × 2.4 + 10万円</td> </tr> <tr> <td>1,800,000円～3,599,999円</td> <td>(千円未満切捨て) × 2.8 - 8万円</td> </tr> <tr> <td>3,600,000円～6,599,999円</td> <td>× 3.2 - 44万円</td> </tr> <tr> <td>6,600,000円～8,499,999円</td> <td>(A) × 0.9 - 110万円</td> </tr> <tr> <td>8,500,000円以上</td> <td>(A) - 195万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※年間の合計給与収入金額を表の左側「給与収入金額(A)」の欄にあてはめたら、表の右側の「給与所得の計算」をします。            ※特定支出控除を受ける場合は、「市民税・県民税（分離課税等用）」を併せて提出してください。</p> <p>○所得金額調整控除            次の表の①か②に該当する方は、表中「控除額」の計算式に基づき給与所得の金額から控除されます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要件</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 給与収入額が850万円超 本人特別障害 23歳未満の扶養親族あり* 扶養特別障害あり*</td> <td>{給与収入(1,000万円を超える場合は1,000万円) - 850万円} × 10%</td> </tr> <tr> <td>② 給与所得の金額⑦と公的年金等雑所得の金額⑧の合計額が10万円を超える</td> <td>⑦(10万円を超える場合は10万円) + ⑧(10万円を超える場合は10万円) - 10万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 同一生計で合計所得48万円以下であれば他の納税義務者の扶養親族でも可</p>	給与収入金額(A)	給与所得の計算	550,999円以下	0円	551,000円～1,618,999円	(A) - 55万円	1,619,000円～1,619,999円	106.9万円(定額)	1,620,000円～1,621,999円	107万円(定額)	1,622,000円～1,623,999円	107.2万円(定額)	1,624,000円～1,627,999円	107.4万円(定額)	1,628,000円～1,799,999円	(A) ÷ 4 × 2.4 + 10万円	1,800,000円～3,599,999円	(千円未満切捨て) × 2.8 - 8万円	3,600,000円～6,599,999円	× 3.2 - 44万円	6,600,000円～8,499,999円	(A) × 0.9 - 110万円	8,500,000円以上	(A) - 195万円	要件	控除額	① 給与収入額が850万円超 本人特別障害 23歳未満の扶養親族あり* 扶養特別障害あり*	{給与収入(1,000万円を超える場合は1,000万円) - 850万円} × 10%	② 給与所得の金額⑦と公的年金等雑所得の金額⑧の合計額が10万円を超える	⑦(10万円を超える場合は10万円) + ⑧(10万円を超える場合は10万円) - 10万円
給与収入金額(A)	給与所得の計算																														
550,999円以下	0円																														
551,000円～1,618,999円	(A) - 55万円																														
1,619,000円～1,619,999円	106.9万円(定額)																														
1,620,000円～1,621,999円	107万円(定額)																														
1,622,000円～1,623,999円	107.2万円(定額)																														
1,624,000円～1,627,999円	107.4万円(定額)																														
1,628,000円～1,799,999円	(A) ÷ 4 × 2.4 + 10万円																														
1,800,000円～3,599,999円	(千円未満切捨て) × 2.8 - 8万円																														
3,600,000円～6,599,999円	× 3.2 - 44万円																														
6,600,000円～8,499,999円	(A) × 0.9 - 110万円																														
8,500,000円以上	(A) - 195万円																														
要件	控除額																														
① 給与収入額が850万円超 本人特別障害 23歳未満の扶養親族あり* 扶養特別障害あり*	{給与収入(1,000万円を超える場合は1,000万円) - 850万円} × 10%																														
② 給与所得の金額⑦と公的年金等雑所得の金額⑧の合計額が10万円を超える	⑦(10万円を超える場合は10万円) + ⑧(10万円を超える場合は10万円) - 10万円																														
⑦ 公的年金等	<p>厚生年金、国民年金、恩給などによる所得です。収入金額の合計を下の算式にあてはめると所得金額になります。（ただし、遺族年金や障害年金は課税されませんので、申告書裏面8へ記入してください。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>受給者の年齢</th> <th>その年中の公的年金等の収入金額の合計額(A)</th> <th>公的年金等の所得金額※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">65歳以上の人 (昭和34年1月1日以前生まれ)</td> <td>330万円未満</td> <td>(A) - 110万円</td> </tr> <tr> <td>330万円以上410万円未満</td> <td>(A) × 75% - 27.5万円</td> </tr> <tr> <td>410万円以上770万円未満</td> <td>(A) × 85% - 68.5万円</td> </tr> <tr> <td>770万円以上1,000万円未満</td> <td>(A) × 95% - 145.5万円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以上</td> <td>(A) - 195.5万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">65歳未満の人 (昭和34年1月2日以後生まれ)</td> <td>130万円未満</td> <td>(A) - 60万円</td> </tr> <tr> <td>130万円以上410万円未満</td> <td>(A) × 75% - 27.5万円</td> </tr> <tr> <td>410万円以上770万円未満</td> <td>(A) × 85% - 68.5万円</td> </tr> <tr> <td>770万円以上1,000万円未満</td> <td>(A) × 95% - 145.5万円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以上</td> <td>(A) - 195.5万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※公的年金等以外の所得金額が1,000万円超の場合は上表から所得金額が10万円増額、2,000万円超の場合20万円増額となります。</p>	受給者の年齢	その年中の公的年金等の収入金額の合計額(A)	公的年金等の所得金額※	65歳以上の人 (昭和34年1月1日以前生まれ)	330万円未満	(A) - 110万円	330万円以上410万円未満	(A) × 75% - 27.5万円	410万円以上770万円未満	(A) × 85% - 68.5万円	770万円以上1,000万円未満	(A) × 95% - 145.5万円	1,000万円以上	(A) - 195.5万円	65歳未満の人 (昭和34年1月2日以後生まれ)	130万円未満	(A) - 60万円	130万円以上410万円未満	(A) × 75% - 27.5万円	410万円以上770万円未満	(A) × 85% - 68.5万円	770万円以上1,000万円未満	(A) × 95% - 145.5万円	1,000万円以上	(A) - 195.5万円					
受給者の年齢	その年中の公的年金等の収入金額の合計額(A)	公的年金等の所得金額※																													
65歳以上の人 (昭和34年1月1日以前生まれ)	330万円未満	(A) - 110万円																													
	330万円以上410万円未満	(A) × 75% - 27.5万円																													
	410万円以上770万円未満	(A) × 85% - 68.5万円																													
	770万円以上1,000万円未満	(A) × 95% - 145.5万円																													
	1,000万円以上	(A) - 195.5万円																													
65歳未満の人 (昭和34年1月2日以後生まれ)	130万円未満	(A) - 60万円																													
	130万円以上410万円未満	(A) × 75% - 27.5万円																													
	410万円以上770万円未満	(A) × 85% - 68.5万円																													
	770万円以上1,000万円未満	(A) × 95% - 145.5万円																													
	1,000万円以上	(A) - 195.5万円																													
⑧ その他	互助年金や生命保険契約に基づく年金、事業によらない原稿料・講演料・印税・著作権の使用料、シルバー人材センターからの配分金などによる所得です。																														
総合譲渡	<p>⑨短期 機械、車両などの譲渡による所得です(取得の日から譲渡の日までの所有期間が5年以下)。</p> <p>⑩長期 機械、車両などの譲渡による所得です(取得の日から譲渡の日までの所有期間が5年を超えるもの)。</p>																														
一時	懸賞の当選金品、競馬・競輪等の払戻金、生命保険の一時金などによる所得です。																														
分離課税	<p>短期譲渡 土地や建物などの譲渡による所得です(取得の日から譲渡年の1月1日までの所有期間が5年以下)。</p> <p>長期譲渡 土地や建物などの譲渡による所得です(取得の日から譲渡年の1月1日までの所有期間が5年を超えるもの)。</p> <p>株式等譲渡 株式などの譲渡による所得です。</p> <p>株式等配当等 上場株式等の利子、配当、収益の分配等による所得です。</p> <p>先物取引 先物取引による所得です。</p> <p>山林 山林を伐採して譲渡、あるいは山林を立木のまま譲渡することによる所得です。</p>																														

## 2 事業専従者控除について

※分離課税に係る所得等のある方は、「市民税・県民税（分離課税等用）」を併せて提出してください。

生計を一にする親族（15歳未満の人や同一生計配偶者、扶養親族になっている人を除く。）が、1年のうち6か月を超える期間を事業に専ら従事している場合には、次の(1)と(2)のいずれか少ない方の金額を控除できます。

(1) 事業所得 ÷ (事業専従者の人数 + 1)      (2) 配偶者86万円      その他の親族50万円

### 3 所得から差し引かれる金額

⑭から⑳までの控除については、前年中に支払った金額が控除の対象になります。

種類	概要	要																
⑭ 雑損控除	前年中に災害や盗難、横領により住宅や家財などに損害を受けたとき。 ①(損失の金額－保険等の補てん額)－(総所得金額等の合計×10%) ②(損失の金額－保険等の補てん額)のうち災害関連支出の金額－5万円 ①、②のうちいずれか多い方の金額＝控除額 【必要書類(添付または提示)】 災害関連支出についての領収書、住宅や家財の資産の損失額の明細書、り災証明書、盗難証明書など																	
⑮ 医療費控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費 ※従来の医療費控除とセルフメディケーション税制どちらかを選択	※詳しくは10ページを参照																
⑯ 社会保険料控除	国民健康保険税、国民年金、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの保険料 <b>支払額(金額)＝控除額</b> ※生計を一にする配偶者その他の親族が受け取る年金から引き落としされている国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料は、あなたの控除の対象にはなりません。																	
小規模企業共済等掛金控除	あなたが支払った小規模企業共済制度に基づく掛金、確定拠出年金法に基づく企業型年金加入者掛金又は個人型年金掛金、若しくは心身障害者扶養共済掛金	<b>支払額(金額)＝控除額</b>																
⑰ 生命保険料控除	あなたが支払った生命保険料、個人年金保険料や介護医療保険料を、申告書の㉗～㉙の該当する欄に記入してください(契約日により控除額が異なります。)。※控除額については5ページを参照																	
⑱ 地震保険料控除	あなたが支払った特定の損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料を、申告書の㉚又は㉛の該当する欄に記入してください。※控除額については5ページを参照																	
⑲ ㉒ 障害者控除	あなたやあなたの同一生計配偶者、扶養親族が障害者であるとき。 <b>控除額</b> ①特別障害者(身体障害者手帳の場合1～2級) 30万円 ②その他の障害者 26万円 ③同居特別障害者(①のうちあなた又はあなたの配偶者もしくはあなたと生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人) 53万円 ※16歳未満の扶養親族についても、障害者控除は適用されます。 この控除を受ける場合は、障害者手帳または証明書の提示をお願いします。																	
⑲ 寡婦控除 ひとり親控除	あなたが配偶者と死別・離婚した後再婚していない、未婚であるもしくは配偶者の生死が不明の場合で下記に該当するとき <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">条件</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">寡婦控除(女性)</td> <td>死別・生死不明</td> <td>合計所得が500万円以下である</td> <td rowspan="2">26万円</td> </tr> <tr> <td>離婚</td> <td>合計所得が500万円以下であり、子以外の扶養親族がいる</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ひとり親控除</td> <td>死別・生死不明</td> <td rowspan="3">合計所得が500万円以下であり、子を扶養している(※)</td> <td rowspan="3">30万円</td> </tr> <tr> <td>離婚</td> </tr> <tr> <td>未婚</td> </tr> </tbody> </table> <p>※子は、生計を一にする前年中の総所得金額等が48万円以下(他の人の同一生計配偶者や扶養親族となっている人を除く。)</p>	区分	条件		控除額	寡婦控除(女性)	死別・生死不明	合計所得が500万円以下である	26万円	離婚	合計所得が500万円以下であり、子以外の扶養親族がいる	ひとり親控除	死別・生死不明	合計所得が500万円以下であり、子を扶養している(※)	30万円	離婚	未婚	
区分	条件		控除額															
寡婦控除(女性)	死別・生死不明	合計所得が500万円以下である	26万円															
	離婚	合計所得が500万円以下であり、子以外の扶養親族がいる																
ひとり親控除	死別・生死不明	合計所得が500万円以下であり、子を扶養している(※)	30万円															
	離婚																	
	未婚																	
⑲ 勤労学生控除	あなたが大学や高校の学生や生徒で、前年中の合計所得金額が75万円以下であり、しかも自己の勤労による事業所得、給与所得、退職所得、又は雑所得以外の所得が10万円以下のとき。 <b>控除額 26万円</b> ※この控除を受ける場合には、各種学校や専修学校の生徒であること又は職業訓練法人の認定職業訓練を受けていることについて、学校や法人から交付される証明書の提示をお願いします。																	
⑳ 配偶者控除	あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円以下であなたと生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が48万円以下のとき(他の者の扶養親族、青色事業専従者及び白色事業専従者を除きます。)。なお、昭和29年1月1日以前生まれの配偶者は老人配偶者に該当します。 ※控除額については6ページを参照 ※同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)に該当する場合(あなたの合計所得金額が1,000万円超かつ配偶者の合計所得金額が48万円以下のとき)、申告書のチェック欄に○をつけてください。 ※同一生計配偶者・控除対象配偶者の説明は6ページを参照																	
㉑ 配偶者特別控除	あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が48万円を超え133万円以下のとき(青色事業専従者及び白色事業専従者を除きます。)、段階的に控除が受けられます。 ※控除額については6ページを参照																	
㉒ 扶養控除	あなたと生計を一にする親族の前年中の合計所得金額が48万円以下のとき(他の者の扶養親族、青色事業専従者及び白色事業専従者を除きます。) ※控除額については6ページを参照																	
㉔ 基礎控除	すべての人に適用される控除であり、総所得金額等から控除します。 控除額はあなたの合計所得金額により異なります。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,400万円以下</td> <td>43万円</td> </tr> <tr> <td>2,400万円超2,450万円以下</td> <td>29万円</td> </tr> <tr> <td>2,450万円超2,500万円以下</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>2,500万円超</td> <td>適用なし</td> </tr> </tbody> </table>	合計所得金額	控除額	2,400万円以下	43万円	2,400万円超2,450万円以下	29万円	2,450万円超2,500万円以下	15万円	2,500万円超	適用なし						
合計所得金額	控除額																	
2,400万円以下	43万円																	
2,400万円超2,450万円以下	29万円																	
2,450万円超2,500万円以下	15万円																	
2,500万円超	適用なし																	

## ◎生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料 控除額計算欄

平成23年12月31日以前に締結した契約（旧契約）と平成24年1月1日以後に締結した契約（新契約）があり、

- ・旧契約のみで申告
- ・新契約のみで申告
- ・新旧両契約を合計して申告

この3通りから有利な方法を選択できます。

ただし、新旧両契約を合計して申告する場合の限度額は、28,000円です。「旧契約のみ」で申告したほうが有利になる場合もありますので、ご注意ください。

控除額は、下記の計算欄で「生命保険料」、「個人年金保険料」及び「介護医療保険料」それぞれについて算出し、合計した金額になりますが、全体の最高限度額は、70,000円です。

### 平成23年12月31日以前の契約（旧契約分）

支払保険料 ①②の金額	旧生命保険料		旧個人年金保険料	
	合計	円	合計	円
～15,000円	①の金額	円	②の金額	円
15,001円～40,000円	①×0.5+7,500円	円	②×0.5+7,500円	円
40,001円～	①×0.25+17,500円(最高35,000円)	円	②×0.25+17,500円(最高35,000円)	円

### 平成24年1月1日以後の契約（新契約分）

支払保険料 ④⑤⑥の金額	新生命保険料		新個人年金保険料		介護医療保険料	
	合計	円	合計	円	合計	円
～12,000円	④の金額	円	⑤の金額	円	⑥の金額	円
12,001円～32,000円	④×0.5+6,000円	円	⑤×0.5+6,000円	円	⑥×0.5+6,000円	円
32,001円～	④×0.25+14,000円(最高28,000円)	円	⑤×0.25+14,000円(最高28,000円)	円	⑥×0.25+14,000円(最高28,000円)	円
合計	④+⑤ (④のみについて適用を受ける場合は、 最高35,000円)	円	⑤+⑥ (⑤のみについて適用を受ける場合は、 最高35,000円)	円	⑥ (最高28,000円)	円

### 生命保険料控除額 最高7万円

④+⑤+⑥	円
-------	---

※控除額に1円未満の端数が生じた場合は切り上げてください。  
※控除額の合計を⑦へ記入してください。

「生命保険料控除」欄の⑦には④、⑧には⑤、⑨には⑥、⑩には⑦、⑪には⑧の金額をそれぞれ転記します。

## ◎地震保険料 控除額計算表

地震保険料と旧長期損害保険料の両方もしくはどちらか一方を含んだ契約が複数ある場合は、控除額が有利な組合せの契約を選択できます(最高控除額25,000円)。ただし、両方を含んだ契約については、どちらか一方の支払保険料しか選択できません。

※平成20年度より損害保険料控除が廃止されましたが、平成18年12月31日までに締結した保険期間が10年以上の契約に関する長期損害保険料については、地震保険料控除の対象とすることができる場合があります。

契約別区分	支払った保険料の金額	地震保険料控除額
①地震保険料契約に係るもの	50,000円以下	支払った保険料の金額×1/2
	50,000円を超える場合	25,000円
②旧長期損害保険料契約に係るもの	5,000円以下の場合	支払った保険料の金額
	5,000円を超え15,000円以下の場合	支払った保険料の金額 ×1/2+2,500円
	15,000円を超える場合	10,000円
③上記の①と②の両方がある場合	(①で計算した金額) + (②で計算した金額) = 地震保険料控除額 (最高25,000円)	

※控除額に1円未満の端数が生じた場合は切り上げてください。

※控除額の合計を⑩へ記入してください。

## ◎配偶者控除及び配偶者特別控除 控除額表

配偶者の合計所得金額 (配偶者の収入が給与のみの場合の収入金額)		あなたの合計所得金額 (給与のみの場合の収入金額)		
		900万円以下 (1,095万円以下)	900万円超950万円以下 (1,095万円超1,145万円以下)	950万円超1,000万円以下 (1,145万円超1,195万円以下)
配偶者控除	48万円以下 (1,030,000円以下)	33万円	22万円	11万円
	老人控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	48万円超 95万円以下 (1,030,000円超1,500,000円以下)	33万円	22万円	11万円
	95万円超 100万円以下 (1,500,000円超1,550,000円以下)	33万円	22万円	11万円
	100万円超 105万円以下 (1,550,000円超1,600,000円以下)	31万円	21万円	11万円
	105万円超 110万円以下 (1,600,000円超1,667,999円以下)	26万円	18万円	9万円
	110万円超 115万円以下 (1,667,999円超1,751,999円以下)	21万円	14万円	7万円
	115万円超 120万円以下 (1,751,999円超1,831,999円以下)	16万円	11万円	6万円
	120万円超 125万円以下 (1,831,999円超1,903,999円以下)	11万円	8万円	4万円
	125万円超 130万円以下 (1,903,999円超1,971,999円以下)	6万円	4万円	2万円
	130万円超 133万円以下 (1,971,999円超2,015,999円以下)	3万円	2万円	1万円
	133万円超 (2,015,999円超)	0円	0円	0円

## ◎同一生計配偶者・控除対象配偶者について

同一生計配偶者とは、あなたと生計を一にする配偶者で、合計所得金額が48万円以下である人を行います（青色事業専従者及び白色事業専従者を除きます。）。

控除対象配偶者とは、同一生計配偶者のうち、あなたの合計所得金額が1,000万円以下の場合の配偶者をいい、配偶者控除が適用されます。

控除対象配偶者に該当しない同一生計配偶者が障害者である場合、障害者控除及び同居特別障害者加算の特例は適用されます。



## ◎扶養控除

区分	条件	控除額
特定扶養親族	平成13年1月2日～平成17年1月1日生まれ	45万円
老人扶養親族	昭和29年1月1日以前生まれ	38万円
同居老親等	老人扶養親族のうちあなた又はあなたの配偶者の直系尊属で同居している人	45万円
年少扶養親族	平成20年1月2日以後生まれ	なし
その他の扶養親族	上記以外の控除対象扶養親族	33万円

※年少扶養親族については、扶養控除額の適用がありませんが、申告が必要です。

なお、扶養とすることで、該当する場合には障害者控除及び同居特別障害者加算の特例は適用されます。

## 4 申告書の記入例

### 令和6年度(令和5年分) 市民税・県民税申告書

資料番号			
(宛先)前橋市長	〒999-9999	フリガナ	マエバシタロウ
住所	前橋市 大手町二丁目12番1号	氏名	前橋 太郎
現住所	同上	生年	1明 2大 月 日 ③昭 4平 37年 3月 15日
職業・屋号		電話番号	027-224-1111
令和 年 月 日提出		代筆者	

① 個人番号の確認書類  
申告者の方の番号確認と身元確認が必要です。個人番号カード又は、通知カードと身元確認書類をお持ちください。申告者本人以外の方が申告書を提出する場合はコピーを添付してください。

	① 収入金額	② 必要経費	③ 専従者控除額	④ 青色申告特別控除額	所得金額(A-②-③-④)
1 所得金額	4,840,000 円	2,599,545 円	860,000 円		1,380,455 円
営業等					
農業					
不動産	1,360,000	641,000			718,900
利子					
配当					
給与	1,417,368				867,368
雑					
その他					
所得金額の合計(①～⑤までの計)					2,966,723

② 所得金額等の金額記入欄  
①～⑤の欄は職員が補記しますので、空欄でもご提出いただけます。

2 事業	個人番号	氏名	続柄	生年月日	専従者控除額
	9999999999	前橋 花子	妻	40・2・16	860,000 円
					合計 860,000 円

③ 各種控除  
各種控除に係る証明書(コピー可)※が添付されていない場合、控除が受けられない場合がありますので、必ず添付してください。

3 所得から差し引かれる金額	雑損控除	医療費控除	社会保険料控除	生命保険料控除	地震保険料控除	本人条件控除	配偶者控除	配偶者特別控除額
	250,000 円	70,000 円	819,200 円	67,500 円	12,500 円			3,419,200 円

④ 生命保険料控除・地震保険料控除  
申告者本人が支払った保険料の金額を記入してください。

6 扶養控除	前橋 水樹	子	15・3・8	45
	前橋 緑	子	18・1・7	33
	前橋 詩子	母	16・12・24	45
	前橋 華	子	2・1・15	16歳未満は扶養控除対象(障害者控除は適用されます)
7 給与・公的年金等に係る所得の納税方法	基礎控除	430,000 円	所得が差し引かれる金額の合計(④～⑥までの計)	3,419,200 円

⑤ 本人条件控除  
申告者本人が障害者、寡婦、ひとり親、勤労学生に該当する場合は記入してください。

4 給与・公的年金等に係る所得以外(令和6年4月1日において65歳未満の人は給与所得以外)の市民税・県民税の納付方法	<input type="checkbox"/> 給与から引き去り(特別徴収)	<input checked="" type="checkbox"/> 自分で納付(普通徴収)
番号確認	本人身元確認	身元確認書類
<input type="checkbox"/> 済	<input type="checkbox"/> 済	個人番号カード / 在留カード / 保険証 / 運転免許証
<input type="checkbox"/> 未済	<input type="checkbox"/> 未済	その他( )

⑥ 扶養控除  
扶養親族の情報は漏れなく記入してください。事業専従者及び扶養親族の方の個人番号確認書類の提出は不要です。

⑦ 給与・公的年金等に係る所得の納税方法  
給与所得に係る住民税は、地方税法第321条の3の規定により、給与からの特別徴収となります。ただし、給与・公的年金等に係る所得以外の所得に係る住民税については、「自分で納付(普通徴収)」にチェックを入れることで、納付書や口座引落しなどによる個人での納付を希望することができます。

## 〈申告書裏面（収支）の書き方〉

### ◎ 事業所得・不動産所得

#### (1) 事業所得（営業等・農業）

##### ・収入金額

前年中の売上金額、自家消費（自らの家で使用した品物など）およびその他の収入の金額を収入金額の欄に記入し、その合計額を「小計①」の欄にご記入ください。

##### ・必要経費

仕入金額があればその金額、必要経費があればその経費科目と金額を記入し、その合計額を「小計②」の欄にご記入ください。

##### ・専従者控除額

3ページの「2 事業専従者」を参照してください。該当があれば、その合計額を「専従者控除額③」の欄にご記入ください。

#### (2) 不動産所得（家賃・地代等）

##### ・収入金額

前年中の家賃、地代、権利金・礼金および更新料などを収入金額の欄に記入し、その合計額を「小計①」の欄にご記入ください。

##### ・必要経費

租税公課などについて、その経費科目と金額を記入し、その合計額を「小計②」の欄にご記入ください。

##### ・専従者控除額

3ページの「2 事業専従者」を参照してください。該当があれば、その合計額を「専従者控除額③」の欄にご記入ください。

#### (3) 必要経費

項目	内容
仕入金額	前年中の仕入れにかかる金額を、仕入帳・請求書などから記入します。
租税公課	事業税、事業用資産の固定資産税、事業用自動車税など
水道・光熱費	水道、下水道、電気、ガス料金など
旅費交通費	交通費、宿泊費など
通信費	電話料、切手代、郵便料など
損害保険料	店舗・工場等の火災保険料、事業用自動車の損害保険料など

## 〈記入例〉

### 6 事業所得(営業等・農業)

項目	金額
収入金額	
売上金額	4,840,000 <sup>円</sup>
小計①	4,840,000
必要経費	
仕入金額	1,325,000
租税公課	150,000
水道・光熱費	280,000
旅費交通費	100,000
通信費	40,000
損害保険料	7,245
修繕費	120,000
消耗品費	129,800
給料・賃金	
地代・家賃	
減価償却費	447,500
小計②	2,599,545
専従者控除額③	860,000
所得金額①-②-③	1,380,455

### 7 不動産所得(家賃・地代等)

項目	金額
収入金額	
家賃・地代収入	1,320,000 <sup>円</sup>
更新料・権利金・礼金	40,000
名義書換料・その他	
小計①	1,360,000
必要経費	
租税公課	90,000
損害保険料	75,000
修繕費	476,100
給料・賃金	
地代・家賃	
減価償却費	
小計②	641,100
専従者控除額③	
所得金額①-②-③	718,900

記載項目以外の経費がある場合には、空白の欄ご項目を追加して記入してください

項目	内容
修繕費	建物、備品、機械、車両などの維持修理代など
消耗品費	事務用品代、ガソリン代、飲食店の割替代など
給料・賃金	従業員の給料、賃金、手当、賞および賭費、現物給与など（ただし、事業専従者への支払分は除く）
地代・家賃	土地・店舗などを賃借している場合の地代、家賃など
減価償却費	事業用固定資産（耐用年数1年以上、取得価額10万円以上のもの）の償却費

### 減価償却費

項目	内容
㊦ 取得価格	購入代価、買入手数料、搬入費、据え付け費などの合計額
㊧ 償却率	耐用年数に応じて定められている償却率。償却率は、別途お問い合わせください。
㊨ 償却期間	資産を月の途中で取得や譲渡、取壊しなどをした場合は、その月を1カ月として償却期間の月数を計算します。
㊩ 事業割合	事業に使用している割合
㊪ 未償却残高	前年中に取得した資産は㊦から㊨を減じた額。 前々年中以前に取得した資産は前々年末の未償却残高から㊨を減じた額。

#### ○ 一括償却資産について

10万円以上20万円未満の減価償却資産については、その全部または特定の一部の取得価額を一括して合計額を算出し、その業務に使用した年以後3年間の各年分において合計額の3分の1に相当する金額を必要経費に算入することができます。

#### ○ 少額な減価償却資産について

使用可能期間が1年未満または取得価額が10万円未満の少額な減価償却資産については、使用した時にその取得価額が必要経費になります。

### 減価償却の内訳（記入例）

名称	面積・数量	取得年月	㊦ 取得価額	耐用年数	㊧ 償却率	㊨ 償却期間	㊩ 本年分償却費	㊪ 事業割合	㊫ 本年分必要経費算入額	㊬ 未償却残高	摘要
パソコン	1台	年月 5.11	300,000 <sup>円</sup>	4年	0.25	2/12	12,500 <sup>円</sup>	100%	12,500 <sup>円</sup>	287,000 <sup>円</sup>	
軽自動車	1台	31.4	960,000	4	0.25	12/12	240,000	50	120,000	60,000	
木造(事務所用)	156.7㎡	27.7	7,500,000	24	0.042	12/12	315,000	100	315,000	5,452,000	
									計	447,500	

# 市民税・県民税申告書添付用

## 令和6年度 医療費控除の明細書

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

### 1 医療費通知に関する事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)~(3)の必要事項を記入します。  
 ※医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。

(例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

- ①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が支払った医療費の額、⑥保険者等の名称

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
円 ㉗	円 ㉘	円 ㉙

### 2 医療費(上記1以外)の明細

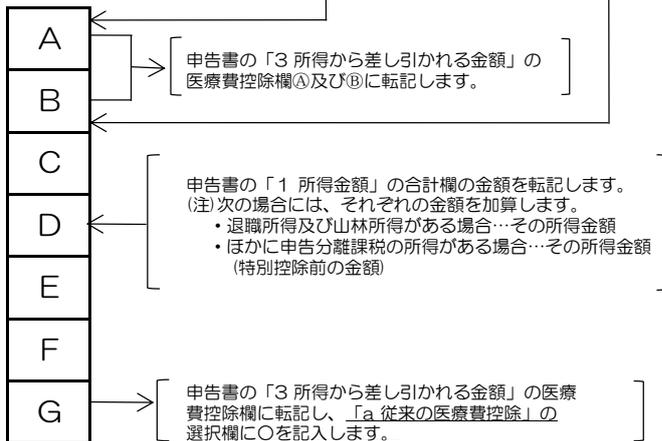
「医療を受けた方の氏名」、「病院・薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。上記1に記入したものについては、記入しないでください。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	円	円
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
2 の 合 計			㉚	㉛

医療費の合計	A	(㉗+㉘) 円	B	(㉙+㉛) 円
--------	---	---------	---	---------

### 3 控除額の計算

支払った医療費 (合計)	円
保険金などで補てんされる金額	
差引金額 (A - B)	(赤字のときは0円)
所得金額の合計額	
$D \times 0.05$	(赤字のときは0円)
E と 10万円 のいずれか少ない方の金額	
医療費控除額 (C - F)	(最高200万円、赤字のときは0円)



# 医療費控除について

## 「医療費控除の明細書」は自宅で事前に作成するようお願いします

### (1) 医療費控除

次の計算式で算出した金額を医療費控除として所得金額から差し引くことができます。

$\text{支払った医療費} - \text{保険等の補てん額} - \left[ \begin{array}{l} \text{総所得金額等の合計} \times 5\% \text{ (小数点以下切捨て) と} \\ \text{10万円のいずれか少ない方の金額} \end{array} \right] = \text{控除額} \\ \text{(最高 200万円)}$
--

○医療費控除の明細書を必ず添付してください

医療費控除を申告する場合には、「医療費控除の明細書」の添付が必要です。領収書のみの添付では適用ができません。医療費などの領収書は、添付または提示は不要ですが、自宅で5年間保管する必要があります。なお、医療保険者から交付を受けた「医療費のお知らせ」などの医療費通知を添付すれば、医療機関名などの明細の記入を省略できます。

※医療費控除の明細書は、市民税課、各支所税務課、市民サービスセンターにあります。  
また、前橋市ホームページからもダウンロードができます。

#### 【「医療費控除の明細書」の書き方の例】

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払い先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
前橋 太郎	〇〇病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	5,500 円	補てんされる金額があれば記入します。
前橋 太郎	□□薬局	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	660	
前橋 花子	〇〇病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	7,700	

※医療を受けた人、医療機関ごとに記入してください。

※今回の申告における対象は令和5年1月1日から12月31日までに支払った医療費です。

### (2) セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）

次の計算式で算出した金額を医療費控除として所得金額から差し引くことができます。

※(1)の医療費控除との併用はできません。

$\text{対象医薬品の購入金額} - \text{保険等の補てん額} - 12,000\text{円} = \text{控除額 (最高 88,000円)}$
--

○セルフメディケーション税制とは

医療保険者が実施する健康診断の受診やインフルエンザ等の予防接種など、健康の保持増進および疾病の予防として一定の取り組みを行っている人が、本人や生計を一にする配偶者、そのほかの親族のために前年中にドラッグストアなどで特定一般用医薬品（領収書にセルフメディケーション税制の対象商品である旨の識別マークが表示されたものが対象）などの購入のために支払った金額がある場合は、上記の計算式で算出した金額を医療費控除として所得金額から差し引くことができる制度です。申告する場合には、セルフメディケーション税制用の明細書の添付が必須です。領収書は、添付または提示は不要ですが、自宅で5年間保管する必要があります。

※今回の申告における対象は令和5年1月1日から12月31日までの購入分です。

### (3) 医療費控除を申告する場合の必要書類

①従来の医療費控除を申告する場合

(ア) 医療費控除の明細書（添付） 9ページ

(イ) 医療費通知（医療費通知に関する事項に記入した場合に添付）

※おむつ代など、内容によっては上記のほか必要になる書類があります。

②セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）を申告する場合

セルフメディケーション税制の明細書（添付）

## 申告書の提出は郵送・電子送信でお願いします

申告会場は大変混み合います。申告書を記入された方は郵送での提出をお願いします。申告書に必要事項を記入し、収入や各種控除に係る証明書などの必要書類（コピー可）、番号確認及び身元確認書類のコピーを同封し郵送してください。

本市のホームページの「住民税額シミュレーションシステム」で申告書の作成とふるさと納税の上限額の試算ができます。また、自宅で作成された申告書は電子送信や郵送で提出することができますので是非、ご利用ください。

※詳細は「市民税・県民税申告書の作成はパソコン・スマホから！」（別紙）をご覧ください。



## 前橋市役所本会場は申告の予約ができます

前橋市役所本会場での申告を希望される方は、専用ページから予約することができます。予約をされていない方は、当日配布される「整理券」の順番に案内します。予約は前橋市役所本会場のみで行っているものであり、出張申告会場では行っておりません。

### 《注意点》

- ・予約にはメールアドレスが必要です
- ・1人につき1件のご予約をお願いします
- ・予約数には制限があります
- ・電話での予約は行っていません
- ・当日の案内状況により案内時間が前後することがあります



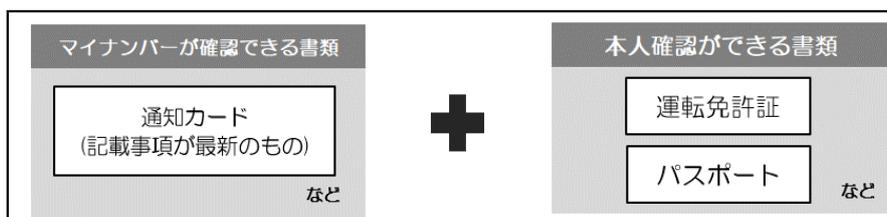
## 上場株式等に係る配当所得等および譲渡所得等の課税方式が統一されます

住民税が源泉徴収されている上場株式等の配当等、または上場株式等の譲渡所得については、令和6年度より課税方式を所得税と一致させることとなりました。所得税で選択した課税方式が住民税の課税方式となりますので、申告の際はご注意ください。

## 申告書にはマイナンバーの記載をお願いします



又は



- ・申告書提出の際は、番号確認と身元確認が必要となりますので、個人番号カード又は、通知カード（記載事項が最新のもの）と身元確認書類をお持ちください。なお、事業専従者や扶養親族等の番号確認及び身元確認書類は不要ですが、申告者が個人番号を確認し、記載してください。
- ・郵送で申告書を提出する場合は、個人番号カード（両面）又は、通知カード（記載事項が最新のもの）と身元確認書類のコピーを同封してください。
- ・申告者本人以外の方が申告書を提出する場合は、郵送と同様にコピーを添付してください。
- ・個人番号確認及び身元確認書類のコピーは返却できません。

## 市・県民税申告書の提出先・お問い合わせ

〒371-8601 前橋市大手町二丁目12番1号 前橋市役所 市民税課  
電話 027-898-6203 FAX 027-224-1321

- ・支所及び市民サービスセンターでの申告は、1ページ目に記載の受付期間のみ可能です。
- ・申告期間中とその前後はお問い合わせが集中し、電話がつながりにくくなる場合があります。